第２次
室蘭市男女平等参画基本計画
（２０１４年度～２０２３年度）

ルドベキア
（花言葉：平等、公平　等）

室　　蘭　　市

はじめに

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の形成は重要な課題であり、国は１９９９年（平成１１年）にその実現に向け「男女共同参画社会基本法」を制定いたしました。

本市ではその基本理念に則り、２００４年（平成１６年）に「室蘭市男女平等参画基本計画」を策定し、４つの基本目標の下、様々な施策を実施することで、安心して働きながら子育てができる環境の整備など、行政・市民・企業がそれぞれの役割を担いながら協働して男女平等参画の推進を図ってまいりました。

こうした取り組みの効果もあり、男女平等参画への意識は着実に社会に浸透してまいりましたが、この度、「室蘭市男女平等参画基本計画」の計画期間が満了となることから、社会経済情勢の変化に対応し、男女平等参画の推進をより一層進めるため、「第２次室蘭市男女平等参画基本計画」を策定いたしました。

今後とも、市民、企業、地域団体、関係機関の皆様とともに、積極的に推進を図ってまいりますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「室蘭市社会教育委員」及び「室蘭市男女平等参画推進市民会議」の皆さまをはじめ、市民意識調査やパブリック・コメントにおいて貴重なご意見をいただいた市民の皆さまに、心より感謝申し上げます。

平成２６年３月

室蘭市長　青山　剛

目次

第１章　計画の基本的な考え方	１
１．計画策定の趣旨	２
２．計画の性格	３
３．計画の位置づけ	３
４．計画の期間	３
５．計画の体系	４
６．成果指標	５
第２章　計画の内容	７
基本目標Ⅰ　男女平等参画の実現に向けた意識づくり	８
基本方向１　男女平等参画の意識づくり	９
基本方向２　男女平等参画の視点にたった学習の推進	１１
基本方向３　働く場における男女平等参画の推進	１２
基本目標Ⅱ　あらゆる分野への男女平等参画の推進	１４
基本方向１　政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	１５
基本方向２　家庭生活と職業・地域生活の両立支援	１６
基本方向３　働く場における労働環境の整備	１８
基本方向４　防災分野における男女平等参画の推進	２０
基本目標Ⅲ　人権が尊重される社会の形成	２１
基本方向１　女性に対する暴力の根絶	２２
基本方向２　子どもから高齢者までみんなが安心して暮らせる社会	２３
基本方向３　生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利	２５
基本目標Ⅳ　国際的協力と国際交流の推進	２６
基本方向１　国際的な視野からの連携と相互協力の推進	２６
第３章　計画の推進	２７
参考資料	２９

第1章

計画の基本的な考え方

１.計画策定の趣旨

１９４６年（昭和２１年）に制定された日本国憲法には、すべての国民に基本的な人権の尊重と法の下の平等が謳われ、それに伴い、男女平等社会に向けて様々な法律の整備や制度の改革が進み、１９９９年（平成１１年）にはあらゆる分野で男女が共同に参画できる社会の形成のため、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これらを受けて、室蘭市では、だれもが性別にかかわらず、個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、責任を分かち合い、主体的に行動ができる社会の実現を目指して「室蘭市男女平等参画基本計画」を２００４年（平成１６年）に策定し、４つの基本目標の下、男女平等参画情報誌「アバンセ」の発行や、男女共生セミナーの開催等、多くの事業を展開し、行政・市民・企業がそれぞれの役割を担いながら協働して取り組みを進めてきました。

また、この間に、庁内連絡組織である「室蘭市男女平等参画推進本部」を立ち上げた他、男女平等参画社会の実現を目指す公益的な活動を継続的に推進する団体の活動拠点とするため、胆振地方男女平等参画センターに男女平等参画推進プラザを設置し、情報交換の場や交流の場として活用するなど、推進体制の整備を進めてまいりました。

これらの取り組みにより、男女平等参画への意識は少しずつ社会に浸透し、２０１３年（平成２５年）２月に実施したアンケート調査によると、女性が職業を持つことについて肯定的な意見が増加しているなど、女性の職場進出や地域活動への参加が進んでいることがうかがえます。

しかしながら、市民の意識や行動、社会の慣習、慣行の中には男女の役割に対する固定的な考え方が未だに根強く残されており、また、各種審議会・委員会等（地方自治法　第１８０条第５項及び第２０２条第３項に基づく審議会・委員会）への女性登用率は平成２５年４月時点で２１．６％と、目標である３０％に達していないことなど、政策・方針決定過程における女性の参画は十分とは言えず、男女平等参画社会を実現するための課題は依然として残されております。

また、近年、少子高齢化をはじめ、情報化・国際化などの進展により、家族形態や社会環境が変化し、多様な価値観が生まれている他、被災時など防災分野での男女の固定的性別役割分担意識が大きく、増大した家庭的責任が女性に集中する事などの問題が指摘されております。

これらの社会情勢の変化や前計画の各施策の実施状況、国・道の動きを踏まえ、第２次室蘭市男女平等参画基本計画を策定いたします。

2. 計画の性格

（１）男女共同参画社会基本法の理念を尊重し、男女平等参画社会の実現に向けた基本指針として、市政の各分野における関連施策を計画的に推進するために必要な事項を明らかにするものです。

（２）室蘭市総合計画の個別計画としての性格を有するものです。

（３）市民や民間団体、企業の理解や協力を得ながら協働して推進するものです。

（４）アンケート結果や市民団体からの提言等、市民の意見を尊重して策定しております。

3. 計画の位置づけ

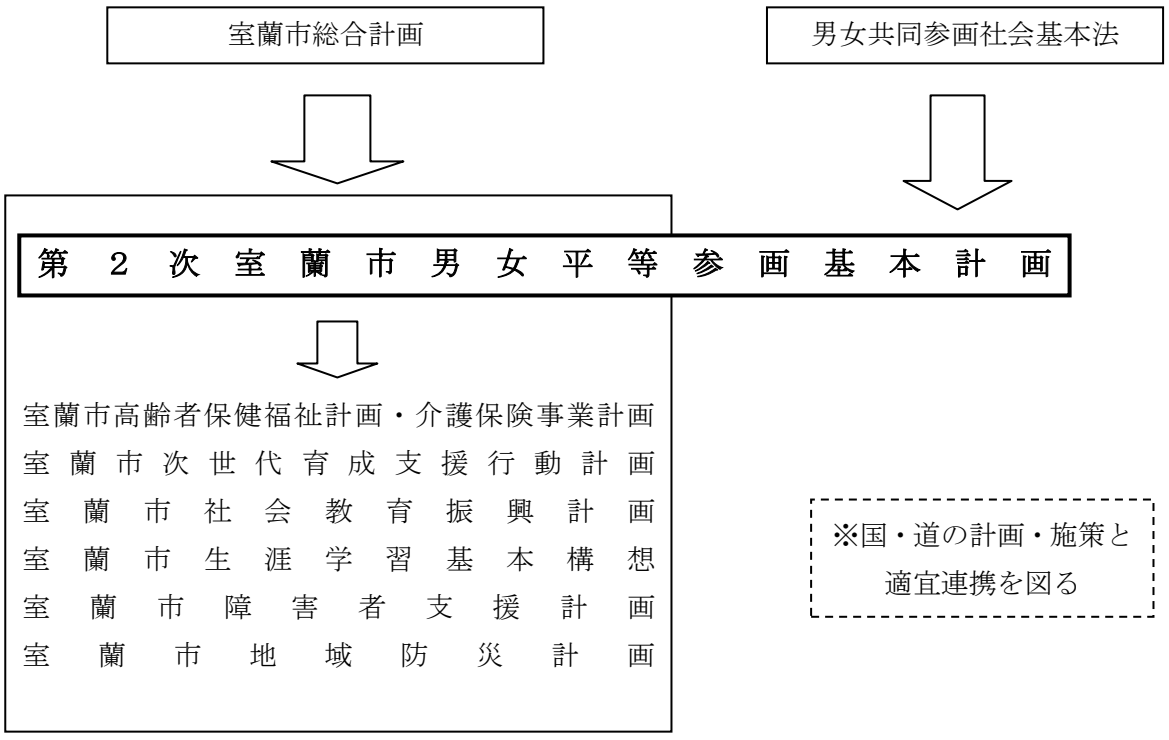

4. 計画の期間

２０１４年度（平成２６年度）から２０２３年度（平成３５年度）までのおおむね１０年間としております。ただし、国・道の動向や社会情勢の変化に応じ、市民アンケートの実施等、見直しについて検討します。

5.計画の体系

基本目標	基本方向	施策の方向
Ⅰ男女平等参画の実現に向けた意識づくり	1.男女平等参画の意識づくり	(1)広報と啓発活動の充実
		(2)調査の充実
		(3)情報収集・提供の充実
	2.男女平等参画の視点に立った学習の推進	(1)家庭における男女平等参画学習の推進
		(2)学校等における男女平等参画学習の推進
		(3)社会における男女平等参画学習の推進
	3.働く場における男女平等参画の推進	(1)職場における男女平等参画意識の推進
		(2)雇用における機会均等の意識づくり
Ⅱあらゆる分野への男女平等参画の推進	1.政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1)審議会等への女性登用促進
		(2)企業・各種機関・団体等への女性の参画促進
		(3)市における女性職員の職域拡大と登用促進
	2.家庭生活と職業・地域生活の両立支援	(1)育児や介護への支援体制の充実
		(2)家庭生活への男女平等参画の促進
		(3)地域活動に参画できるための環境整備の促進
	3.働く場における労働環境の整備	(1)職場における男女平等参画の確保
		(2)女性の就業機会の拡大
		(3)再就職希望者や非正規労働者等への支援・相談体制の充実
	4.防災分野における男女平等参画の推進	(1)防災分野における女性の参画拡大
		(2)防災現場における男女平等参画の推進
Ⅲ人権が尊重される社会の形成	1.女性に対する暴力の根絶	(1)女性への暴力根絶に対する取組の充実
		(2)性の尊重など女性の人権についての認識の浸透
	2.子どもから高齢者までみんなが安心して暮らせる社会	(1)生涯学習機会の提供と充実
		(2)健康づくりの推進
		(3)生きがいと社会参加の促進
		(4)介護サービス等の整備
		(5)ひとり親家庭や障がいのある人の生活支援
		(6)相談支援体制の充実
		(7)ひとにやさしいまちづくりの推進
	3.生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利	(1)「性と生殖に関する健康・権利」の考え方の普及促進
		(2)女性の健康を脅かす問題への対策の推進
Ⅳ国際的協力と国際交流の推進	1.国際的な視野からの連携と相互協力の推進	(1)国際理解教育の推進
		(2)市内に居住する外国人との交流促進

○国等の動向や、近年の社会情勢を考慮し、防災分野における男女平等参画の推進を基本方向に追加しています。

6. 成果指標

国の第３次基本計画では実効性のあるものとするため、各重点分野において成果目標が示されています。これを参考とし、室蘭市における男女平等参画社会の形成状況を把握するため、以下の通り成果指標を設定します。

＜基本目標Ⅰ＞　男女平等参画の実現に向けた意識づくり

項目	現状値	目標値
家庭生活において男女が平等に参画していると考える人の割合	２７．４％ （２０１３年２月市民アンケートより）	５０％
地域活動の場において男女が平等に参画していると考える人の割合	２８．４％ （２０１３年２月市民アンケートより）	５０％
職場において男女が平等に参画していると考える人の割合	１５．４％ （２０１３年２月市民アンケートより）	５０％
「男女平等参画」という用語の周知度	７３．９％ （２０１３年２月市民アンケートより）	１００％

＜基本目標Ⅱ＞　あらゆる分野への男女平等参画の推進

項目	現状値	目標値
審議会等委員における女性登用率 ※地方自治法第１８０条第５項及び第２０２条第３項に基づく審議会・委員会	２１．６％	３０％

＜基本目標Ⅲ＞　人権が尊重される社会の形成

項目	現状値	目標値
家庭内暴力（ＤＶ）の周知度	９１．２％ （２０１３年２月市民アンケートより）	１００％
性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）の周知度	８７．５％ （２０１３年２月市民アンケートより）	１００％

※目標値は計画期間内に達成を目指す水準であり、男女平等参画社会を形成するうえでの最終目標ではなく、また、それぞれの自律的行動を制限するものではありません。

男女平等参画社会とは？

男女が、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会のことで、男女の生物的な違いを否定し、男女を画一的に扱うという意味ではありません。

男女“平等”参画？　男女“共同”参画？

男女共同参画社会基本法で規定する「男女共同参画社会」は「男女平等」を前提とした上で目指すべき社会であり、「男女平等」でない状態で、単に女性が参加するだけであるという誤解を招かないよう本市では名称を「平等」としました。

参加と参画の違い

「参加」とは単に仲間に加わる事を意味しますが、「参画」は積極的・主体的に企画や決定へ意見を反映させていくことを意味します。

第2章

計画の内容

基本目標Ⅰ　男女平等参画の実現に向けた意識づくり

１９４６年（昭和２１年）に制定された日本国憲法には、すべての国民に基本的な人権の尊重と法の下の平等が謳われました。それに伴い、男女平等参画社会に向けて様々な法律の整備や制度の改革が進み、１９９９年（平成１１年）にはあらゆる分野で男女が共同に参画できる社会の形成のため、「男女共同参画社会基本法」が制定されたことで、男女平等参画は大きく進展しました。近年では、男女が共に個人の持てる能力を十分発揮し、仕事と家庭に関する責任を担い、社会のあらゆる場面で活躍している例も多くあります。

しかしながら依然として人々の意識の中には「男は仕事、女は家庭」といったような性別に基づく固定的性別役割分担意識が残されています（図１）。社会の慣行・慣習の中で長い間積み重ねられてきたこの考え方は、個人それぞれが尊重され、その能力を十分に発揮することを阻害する要因となり得ます。

社会の急激な変化により生活の形態が多様化する中で、男女が共にライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向け、ジェンダー※にとらわれない意識を持つ事が重要です。

Q あなたは「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識についてどう思いますか？

※平成２５年２月市民アンケート調査より

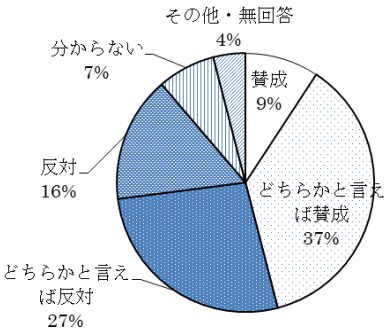

室蘭市平成25年調査　男性

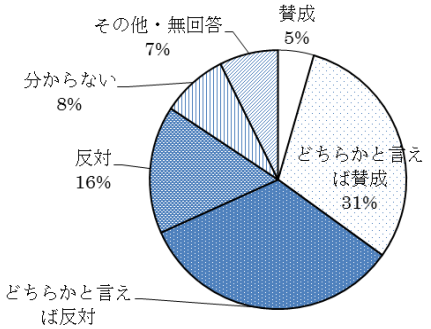

室蘭市平成25年調査　女性

図１.室蘭市における固定的性別役割分担意識について

男性では「賛成」「どちらかといえば賛成」が合計４６％、「反対」「どちらかといえば反対」が合計４３％と賛成側の意見が多い。女性では「賛成」「どちらかといえば賛成」が合計３６％、「反対」「どちらかといえば反対」が合計４９％と反対側の意見が多い。

※ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス）がある。一方社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー」という。「ジェンダー」はそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

（第３次男女共同参画基本計画　用語解説より）

基本方向１　男女平等参画の意識づくり

市民アンケートの結果によると、人々の意識の中には「男は仕事、女は家庭」というような固定的性別役割分担意識があること、また、男女平等参画という用語を知らない人がいる（図２）ことに加え、「男女平等参画社会」を男女の生物的な違いを否定し、男女を画一的に扱うものだと誤解している人も多いことがわかりました。

「男女平等参画社会」とは男女の社会における活動の選択に対して中立的であることで、男女それぞれの個性を尊重し、主体的な行動が出来る社会のことであり、これを実現するためには、固定的性別役割分担意識など、人権に関する問題意識を啓発し、男女平等参画に関する知識を深め、定着させることが重要です。

そのため、男女平等参画に関して正しい知識を深めるための広報・啓発活動の充実、男女平等参画に関する意識調査や統計データの作成、他市の現状の把握等といった調査の充実に加え、これらを公開・周知することで情報提供を図ります。

Q あなたは男女平等参画について興味・関心がありますか？

※平成２５年２月市民アンケート調査より

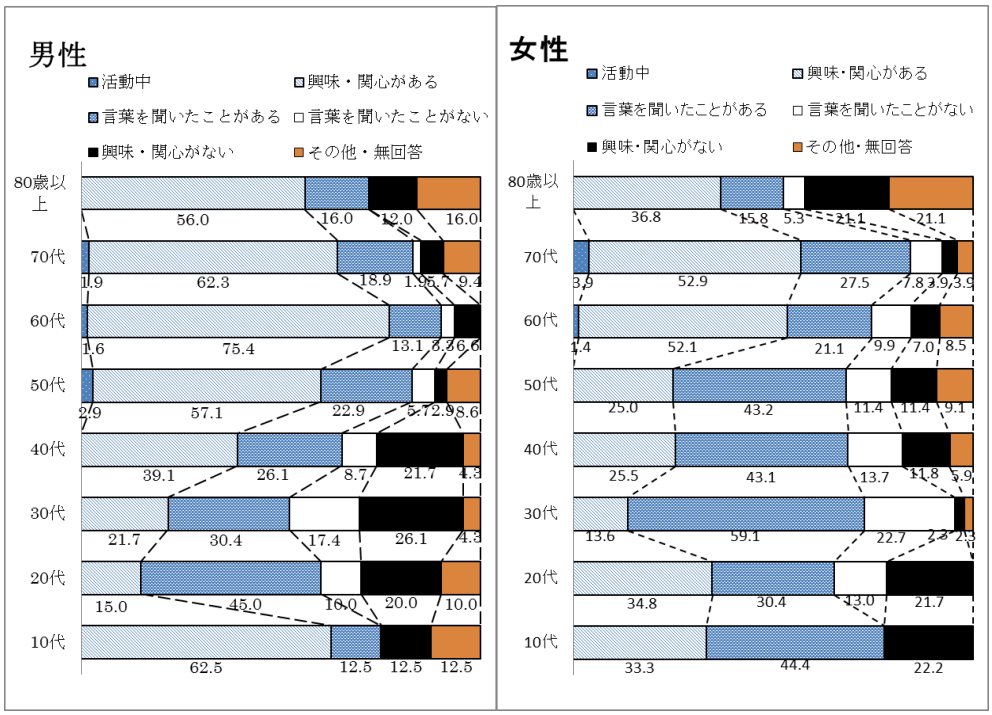

図２．室蘭市における男女平等参画の周知度

特に２０代～４０代の世代で「言葉を聞いたことがない」「興味・関心がない」と回答した人が多い。

施策の方向(1)　広報と啓発活動の充実		主な担当課
①	「男女共同参画週間」などの多様な機会を通じ、だれもが男女平等参画に対して理解を深めてもらうための啓発活動を推進します。	生涯学習課
②	男女共同参画社会基本法を始め、男女平等参画に関係した法令や条約に関する理解の促進を図るため広報、啓発活動を推進します。	生涯学習課 産業振興課
③	男女平等参画を推進する学習グループの育成や活動団体のネットワーク化を図り、男女平等参画意識の高揚を図ります。	生涯学習課
④	胆振地方男女平等参画センターなどにおいて、男女平等参画に関する学習会などを行うとともに、同センター職員の研修参加を呼びかけ、活動拠点施設として一層の充実に努めます。	生涯学習課
⑤	性別に基づく固定観念にとらわれない表現に配慮するとともに、シンボルマーク、キャッチフレーズを活用し、ジェンダーにとらわれない考え方を促進します。	関係各課
施策の方向(2)　調査の充実		**主な担当課**
①	男女平等参画などに関する調査を実施し、関係施策等への反映に努めます。	生涯学習課
施策の方向(3)　情報収集・提供の充実		**主な担当課**
①	胆振地方男女平等参画センターなどを拠点として、男女平等参画に関する情報収集・提供の充実に努めます。	生涯学習課

◎シンボルマークとキャッチフレーズ

室蘭市では、男女が互いに尊重し、性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を発揮できる男女平等参画社会の実現に向けて市民に関心を持ってもらうため、親しみやすいキャッチフレーズとシンボルマークを２００２年に公募決定しました。

●キャッチフレーズ

なくそう
「男だから女だから」

室蘭市立天沢小学校６年生の作品（男子）

●シンボルマーク

室蘭市御前水中学校２年生の作品（男子）

基本方向２　男女平等参画の視点に立った学習の推進

男女平等参画に関して正しい知識を身につけるため、教育の果たす役割は非常に重要です。特に次代を担う子どもたちが社会的性差にとらわれない意識を持つためには、親の世代が正しい知識を持ち、それを伝えることなど、男女平等参画に関する学習の基盤が重要となります。

その基盤を整備するため、家庭においては仕事と家庭の両立など、社会の慣習・慣行にとらわれない意識の醸成、学校においては人権教育や食育など一人一人の個性を尊重し、自立能力を高めるための教育、社会人においては生涯にわたり自立した生活を送るため法律や制度により保障されている人権について正確な知識など、発達段階に応じた取り組みが必要です。

施策の方向(1)　家庭における男女平等参画学習の推進		主な担当課
①	社会の慣習・慣行にとらわれない、個性の尊重や男女平等参画の観点に基づいた家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。	生涯学習課
②	家事・育児・介護等の家族的責任を、男女が共に担っていくという、意識の醸成を図る学習の充実に努めます。	関係各課
施策の方向(2)　学校等における男女平等参画学習の推進		**主な担当課**
①	性別にとらわれず、一人ひとりの個性を尊重し、自立能力を高める指導を促進し、男女平等参画についての学習の充実を図ります。	指導班
②	男女を問わず食に関する知識や、望ましい食生活を身につけるため、食育についての学習を行います。	指導班
③	教職員や関係者に対して、人権の尊重や男女平等参画に関する研修を行い、ジェンダーにとらわれない指導を促進します。	学校教育課
④	児童・生徒に対する人権の尊重や男女平等参画に関する図書等の資料提供の充実に努めます。	図書館
⑤	校則や学校生活の在り方について、個性の尊重の視点から男女平等参画教育の推進に努めます。	指導班
施策の方向(3)　社会における男女平等参画学習の推進		**主な担当課**
①	男性が男女平等参画意識を高め、家事・育児などの家庭管理能力を習得することができるよう、学習機会の充実を図ります。	関係各課
②	各種団体や関係機関等に対して、人権の尊重や男女平等参画社会について理解を深める学習機会の充実及び促進に努めます。	生涯学習課
③	男女平等参画社会に関する認識を深めてもらうために、胆振地方男女平等参画センターや生涯学習関連施設などで講座等の充実を図るとともに、指導者の育成に努めます。	生涯学習課

基本方向３　働く場における男女平等参画の推進

１９８６年（昭和６１年）に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）が施行されたことにより、職場に進出して社会で活躍する女性も増えてきました。

しかしながら、依然として結婚や出産を機に職場を離れてしまう女性は多く（図３）、再就職する場合も女性が働くのはあくまで家計の補助と考える方が多いのが現状です。

このような固定的性別役割分担意識を是正するため、社会で活躍する女性の事例など、女性労働力の活用の重要性や、仕事と家庭を両立できる職場環境など、男女平等参画に関する意識を啓発します。

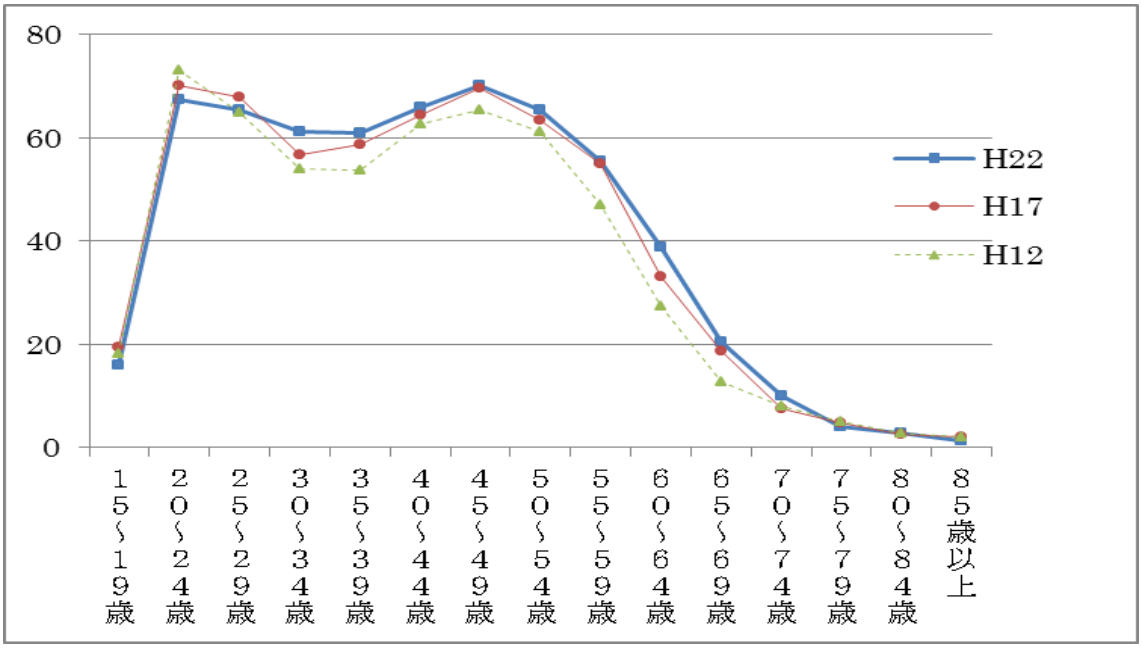

図３．室蘭市における女性の年齢階級別労働力率の推移　※国勢調査結果より

３０代において、労働力率が低下し、４０代になるとまた上昇する形状※が見て取れるが、近年は以前と比べてその傾向は小さくなってきている。

※アルファベットのＭのような形状をしているため、「Ｍ字カーブ」と呼ばれる。継続就業を希望しながらも仕事と家庭の両立が難しいため離職する女性も多いことから、「Ｍ字カーブ問題」の解消が求められている。

施策の方向(1)　職場における男女平等参画意識の推進		主な担当課
①	職場における男女平等参画に対する理解を深め、性別役割分担意識の是正を図るため、企業等への意識啓発の促進に努めます。	産業振興課 生涯学習課
②	働く女性に対して、労働に関する多様な情報を提供し、女性の職業能力や職業意識の向上に努めます。	産業振興課 生涯学習課
③	育児・介護休業などの制度を積極的に活用している企業や男女平等参画の意識づくりを進めている企業を、国・道で行われている表彰に推薦するなど、意識の醸成を促進します。	関係各課
④	市職員における男女平等参画意識啓発のための研修や学習等の機会を充実し、市民のモデルとなるよう努めます。	職員課
施策の方向(2)　雇用における機会均等の意識づくり		主な担当課
①	男女平等参画の認識が進むよう、採用・昇任等における男女の機会均等や待遇の改善など格差是正のため、企業へ働きかけます。	関係各課
②	男女雇用機会均等法などについて企業及び市民に広く周知し、雇用における男女平等参画の意識啓発を促進します。	関係各課

基本目標Ⅱ　あらゆる分野への男女平等参画の推進

政治や社会、教育など、あらゆる分野に男女が共に参画し、多様な意見を述べることは非常に有益な事であり、国では「社会のあらゆる分野において、２０２０年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも３０％程度になるように期待する」という目標（平成１５年６月２０日男女共同参画推進本部決定）を定めています。

しかしながら、政策・方針決定過程への女性の参画は、家庭にかかる女性の負担が大きいことなどを理由に（図４）進んでおらず、ＰＴＡ会長や自治会長における割合も男性が高くなっています。

また、男性においては、職場を優先する風潮や勤務時間の増化などにより、育児などの家庭生活や地域活動への参画が困難な現状があります。

このように、指導者的立場に女性が少なく、地域とのつながりが希薄であると、非常時などに意見に偏りが生じることが多々あり、特に東日本大震災では避難所の運営など様々な場面において、女性の参画が進んでいないことが問題視され、以降、防災分野における男女平等参画の推進が求められています。

Q あなたは議員や企業の管理職など社会を動かす立場にある所で女性が少ない理由をなんだと思いますか？（上位３項目抜粋）　※平成２５年２月市民アンケート調査より

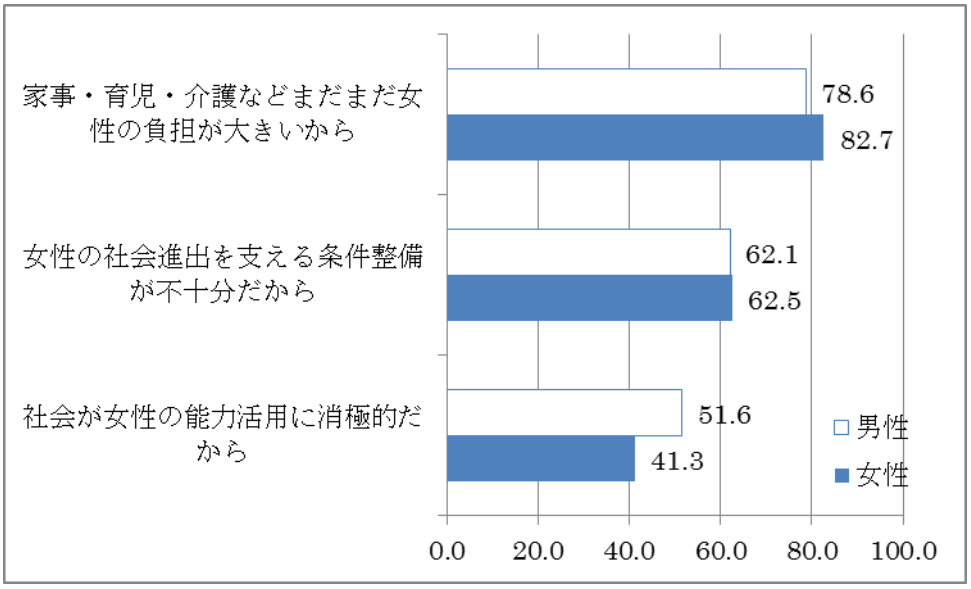

図４．女性の参画が進んでいないと考える理由

家事や育児、介護など家庭生活にかかる女性の負担が大きく、それを理由に女性の参画が進んでいないことがうかがえる。

基本方向１　政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策･方針決定過程へ男女が共に参画し､多様な意見が生じることは非常に有益であり、多様な問題を解決するために必要なことです。

しかしながら､室蘭市では各種審議会･委員会等における女性の登用率が２０１３年（平成２５年）時点で２１．６％と国の目標値である３０％に届いておらず（図５）、女性の参画は十分とは言えない状況です。

そのため、啓発活動や女性リーダーの育成などに取り組み、政策・方針決定過程への女性の登用率向上を図るとともに、企業や団体への啓発活動に取り組みます。

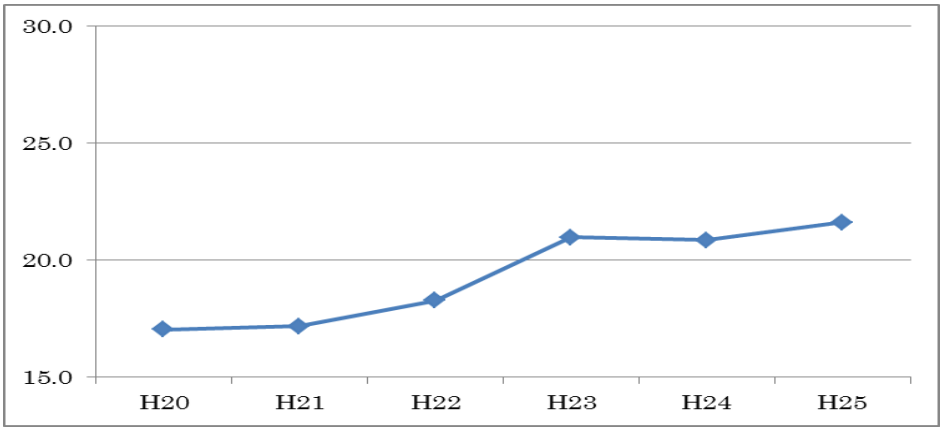

図５．各種審議会・委員会等における女性登用率の推移

※地方自治法第１８０条第５項及び第２０２条第３項に基づく審議会・委員会

施策の方向(1) 審議会等への女性登用促進		主な担当課
①	各種審議会･委員会等への女性の登用率を 2023 年度までに 30%となるよう､その達成に努めます。	関係各課
②	女性委員が一人もいない審議会等の解消に努めます。	関係各課
③	各種審議会等の委員の選出方法及び委員の重複登用についての見直しに努めます。	関係各課
④	各種審議会等への女性委員の登用を促進するため､女性リーダーの育成と人材の把握及びリストの整備に努めます。	関係各課
施策の方向(2) 企業･各種機関･団体等への女性の参画促進		主な担当課
①	民間企業･各種団体等に対し政策･方針決定過程への女性の参画を図るよう､その啓発活動に努めます。	産業振興課 生涯学習課
②	民間企業･各種団体等における女性の参画状況把握に努めるとともに､情報提供等の啓発を進めます。	産業振興課 生涯学習課

施策の方向(3) 市における女性職員の職域拡大と登用促進		主な担当課
①	女性職員の採用･登用及び職域拡大を図るとともに、能力開発に向けた取り組みを推進します。	職員課
②	研修機会の充実を図り、女性職員の管理職への登用促進に努めます。	職員課

基本方向２　家庭生活と職業・地域生活の両立支援

市民アンケートによると、仕事と家庭の調和がなされていないことが、女性の参画拡大が進んでいないこと等、男女平等参画に関する様々な問題についての要因となっており、市民も改善を望んでいることがうかがえます（図６）。

また、仕事と家庭の調和が図られることは、男女が互いに責任を分かち合い、主体的に行動できる社会の形成に重要であるとともに、個人が趣味や学習などを通じ自己実現を可能とするものです。

そのため、育児や介護における支援を充実し、また、長時間労働を見直すことにより、仕事・家庭・地域に男女が平等に参画できる体制の整備を図るとともに企業や団体に対して啓発を行います。

Q あなたは男女平等参画社会を実現するためにどのようなことに行政が力を入れていくべきだと思いますか？（上位３項目抜粋）　※平成２５年２月市民アンケート調査より

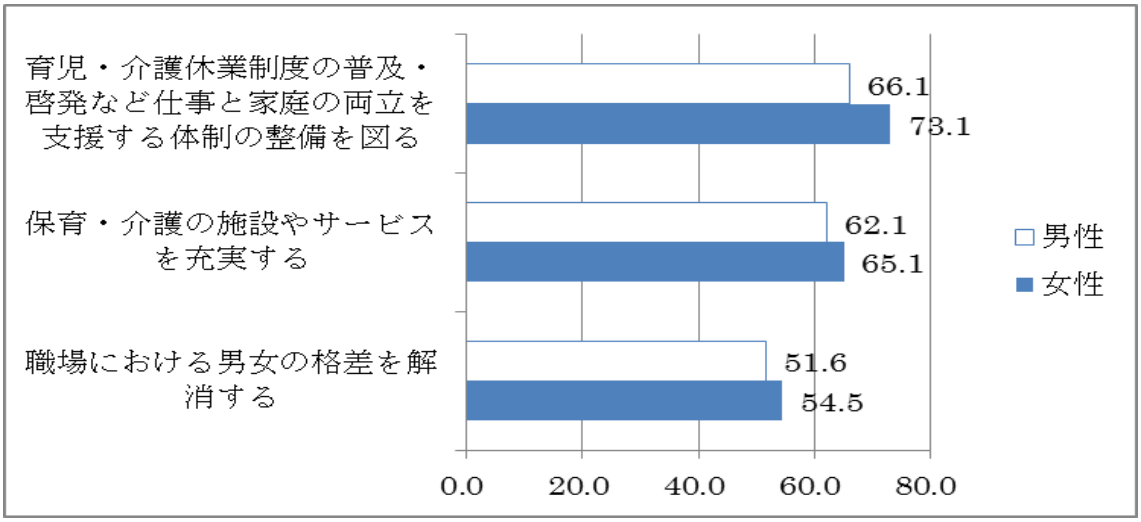

図６．室蘭市民が男女平等参画に関して行政に望むこと

男女共に仕事と家庭の両立体制の支援、サービスの充実を望んでいることがうかがえる。

施策の方向(1)　育児や介護への支援体制の充実		主な担当課
①	地域における情報システムを充実させ、育児や介護に対する相談、指導、情報提供などの支援体制の充実に努めます。	高齢福祉課 子育て支援課
②	仕事と育児の両立を支援するためのファミリーサポートセンター事業の導入を検討するとともに、地域による子育て支援体制の充実に努めます。	子育て支援課
③	地域ボランティアなどとの連携を図るとともに放課後児童対策の充実及び促進に努めます。	青少年課
④	一時保育、延長保育など多様な保育サービスの充実と良好な保育環境の整備に努めます。	子育て支援課
⑤	介護施設、介護サービスメニューの充実など各種福祉サービスの整備に努めます。	高齢福祉課
⑥	育児・介護休業法や支援制度などの普及・啓発を図り、仕事と育児・介護の両立を支援する体制の整備・促進を図ります。	関係各課
⑦	育児・介護休暇の積極的な活用を促進するため、企業、団体等に対し、職場環境の整備を図るよう働きかけます。	関係各課
施策の方向(2)　家庭生活への男女平等参画の促進		主な担当課
①	固定的な性別役割分担意識の解消など、家事、育児、介護への男女平等参画の意識啓発活動を推進します。	生涯学習課
②	男性が家事などの生活技術を習得し、男女平等参画の意識を認識する機会の充実を図ります。	関係各課
③	家庭生活に男女が平等に参画できるよう在宅就業など、多様な就業形態の普及に努めます。	産業振興課 生涯学習課
施策の方向(3)　地域活動に参画できるための環境整備の促進		主な担当課
①	地域活動における男女平等参画推進の啓発に努めるとともに、社会支援体制や職場環境整備の促進に努めます。	地域生活課 生涯学習課
②	地域社会で女性がリーダーシップを発揮し、活躍することができるよう、研修機会の充実を図るとともに、男女平等参画に係るリーダー養成研修の充実を図ります。	生涯学習課
③	男女共生セミナー等、講座を企画段階から市民参加型とするなど、積極的参画を促すため、環境整備の充実を図ります。	生涯学習課
④	男女平等参画を推進するため、胆振地方男女平等参画センターなどの機能充実に努めるほか、社会活動拠点の整備を図ります。	生涯学習課

基本方向３　働く場における労働環境の整備

男女雇用機会均等法の施行により、職場における男女間での雇用機会や職場での待遇の差は縮まってきました。しかしながら「M字カーブ問題」や男女間での賃金の格差など、雇用環境における男女平等参画は十分とは言えず、職場間で男女が平等であると考えている人の割合も低くなっています（図７）。

そのため､企業や団体に対して就労条件の整備や就業機会の拡大などの啓発活動に努め、男女が共に生き生きと働くことのできる社会の形成を図ります。

Q あなたは職場において男女は平等だと思いますか？　※平成２５年２月市民アンケート調査より

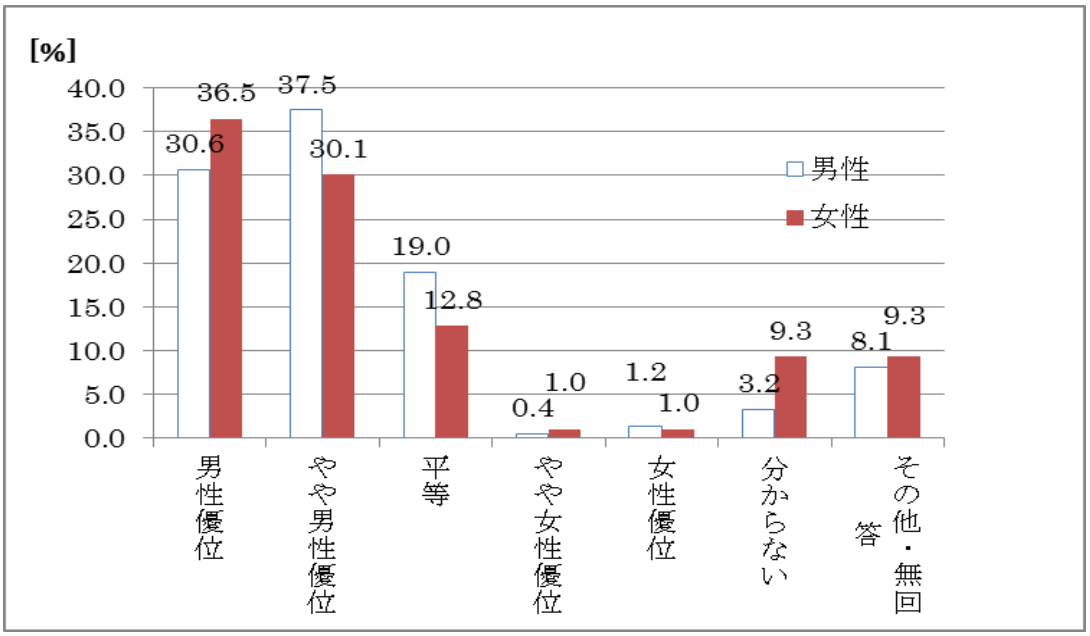

図７．職場における男女の平等観（室蘭市）

男女共に「男性優位」「やや男性優位」と回答した人が多く、逆に「女性優位」「やや女性優位」と回答した人は非常に少ない。

施策の方向(1)　職場における男女平等参画の確保		主な担当課
①	募集、採用、配置、昇進等について、男女雇用機会均等法をはじめ、関係法令を遵守するよう企業に働きかけます。	生涯学習課
②	男女の能力発揮のための就労条件改善などの取組が促進されるよう、関係機関と連携し、企業に対し啓発活動を推進します。	生涯学習課
③	職場におけるセクシャル・ハラスメント防止のための啓発活動や相談体制の整備の充実に努めます。	産業振興課 生涯学習課
④	職場において、母性保護の必要を認め、女性特有の性差について配慮し、女性が十分能力と意欲を生かせるような労働環境の整備を図ります。	産業振興課 生涯学習課
⑤	公的機関や企業の管理職などを対象とした男女平等参画意識の啓発を図ります。	関係各課
施策の方向(2)　女性の就業機会の拡大		主な担当課
①	雇用確保に関する情報の提供・支援に努めます。	産業振興課
②	能力開発や就労意識を高めるため、職業教育・訓練を充実させるとともに、自己啓発機会の提供・援助等に対する支援に努めます。	産業振興課
施策の方向(3)　再就職希望者や非正規労働者等への支援・相談体制の充実		主な担当課
①	再就職や起業のための情報収集・提供を図るとともに、各種相談・支援体制の整備充実に努めます。	産業振興課 子育て支援課
②	再就職、非正規労働者や起業家などに必要な知識・技術を習得する研修講座の充実に努めます。	産業振興課 子育て支援課
③	企業等に対し、非正規労働者等の多様な就業形態について、就業条件の改善・整備の充実を働きかけます。	産業振興課

基本方向４　防災分野における男女平等参画の推進

防災計画や避難所の運営はあらゆる人のニーズを正確に把握し、適切に進める必要がある事から、男女を問わず多様な視点が必要です。また、被災時は増大した家庭的責任が女性に集中する問題もあり、視点に偏りが見られる場合があります。

そのため、計画へ男女平等参画の視点を取り入れるとともに、女性リーダーの育成を図り、多様な意見を反映できるように努めます。

施策の方向(1)　防災分野における女性の参画拡大		主な担当課
①	防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を図るとともに、防災問題への取り組みに男女平等参画の視点が反映されるように努めます。	防災対策課
②	地域防災計画等に男女平等参画の視点を取り入れるよう努めます。	防災対策課
施策の方向(2)　防災現場における男女平等参画の推進		主な担当課
①	災害や防災に関する知識の啓発に努め、女性リーダーなどの人材育成を図ります。	防災対策課 生涯学習課
②	避難所などにおいて、安全の確保など男女平等参画の視点からの配慮がなされるよう努めます。	防災対策課

基本目標Ⅲ　人権が尊重される社会の形成

基本的人権は日本国憲法において保障されており、誰もが個人として尊重されることは男女平等参画においても重要な事です。

これが固定的性別役割分担意識などにより侵害されることは避けなければならず、特に暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女平等参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です（図８）。

また、だれもが個性を尊重され、生き生きとした生活を送るには生涯学習などの生きがいや健康づくりが重要です。健康づくりでは男女で性差があるのでそれを配慮しなければなりません。

Q あなたはどのようなことに対して女性の人権が尊重されていないと感じますか？
（上位３項目抜粋）　※平成２５年２月市民アンケート調査より

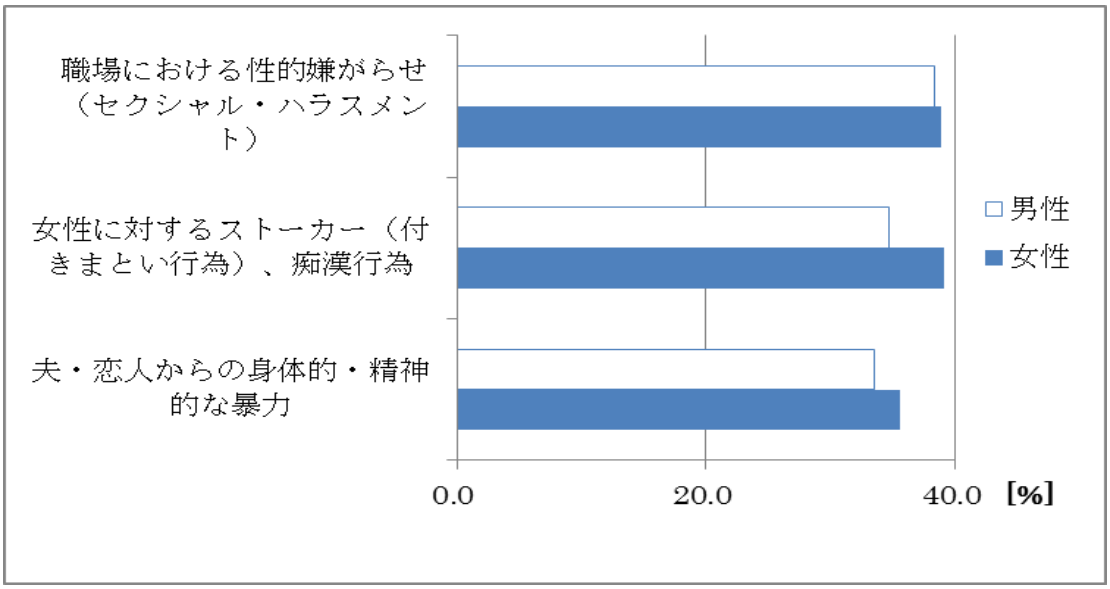

図８．女性の人権が尊重されていないと思う事

セクシャル・ハラスメント、ストーカー（つきまとい）行為、配偶者等からの暴力など、犯罪となる行為において、女性の人権が尊重されていないと感じていることがうかがえる。

基本方向１　女性に対する暴力の根絶

身体的・精神的暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、誰もが個人として尊重される社会の形成を阻害するものです。

性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）や家庭内暴力（ＤＶ）は各種メディアに取り上げられることも多く、多くの人が見聞きしています（図９）が、近年、暴力の形態は多様化しており、加害者のみならず被害者においても、犯罪であるとの認識が難しいケースもあります。また、家庭内など親密な関係の中で起きる場合、発見が難しい事や個人的な問題として捉えられてしまうことが多々あるため、被害が潜在化しがちです。

このような状況に対応するため、多様化しつつある暴力について意識啓発を図り、暴力発生を防ぐとともに、民間団体とも連携した相談しやすい体制の整備など被害者支援に努めます。

Ｑ あなたはセクハラ・ＤＶを身近で見聞きしたことがありますか？

※平成２５年２月市民アンケート調査より

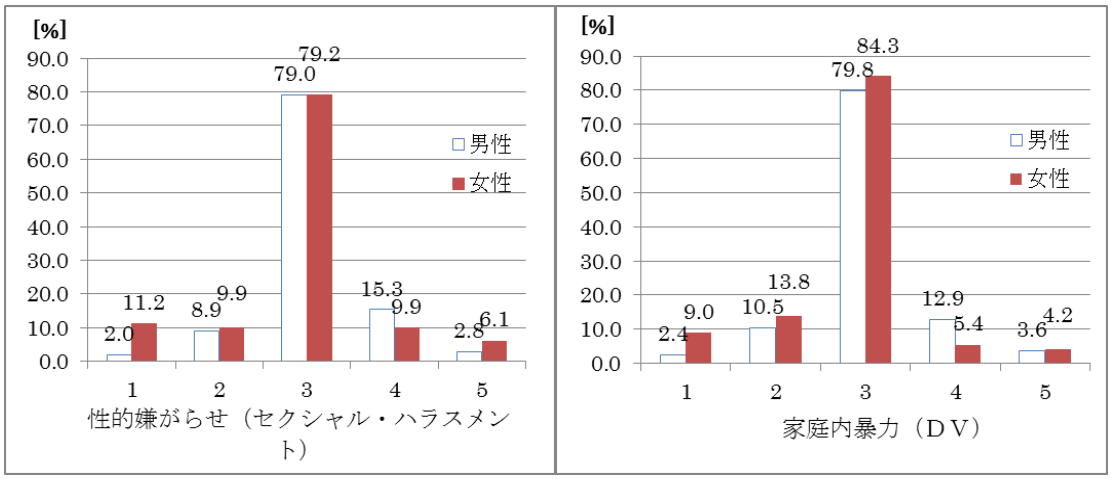

1	自分が被害を受けたことがある、もしくは現在受けている。
2	身近に被害を受けたことがある人がいる、もしくは現在受けている人がいる。
3	テレビや新聞などで話題になっていることは知っている。
4	見聞きしたことはない
5	その他・無回答

図９室蘭市におけるセクハラ・ＤＶの周知度

多くの人がセクハラ・ＤＶなどの言葉を知っている。実際に被害にあっている割合は女性が多い。

施策の方向(1)　女性への暴力根絶に対する取組の充実		主な担当課
①	配偶者からの暴力、ストーカー行為、セクハラ等は犯罪となる行為をも含むという、社会的認識の徹底を図るとともに、法令等に基づき適切な対処に努めます。	生涯学習課
②	女性への暴力について、相談窓口の周知や相談体制を充実するとともに、関係機関と連携して被害者の支援に努めます。	生涯学習課 子育て支援課
施策の方向(2)　性の尊重など女性の人権についての認識の浸透		主な担当課
①	セクシャル・ハラスメントや女性に対する暴力など、性の尊重を阻害する要因を取り除くため、啓発の充実に努めます。	産業振興課 生涯学習課
②	女性の人権に配慮した対応ができるよう、関係職員の研修等を行い、相談体制の充実に努めます。	子育て支援課
③	メディアにおける性・暴力表現の問題点を認識できるよう意識啓発に努めるとともに青少年やこれに接することを望まない者からの情報の隔離について取り組みを進めます。	青少年課 生涯学習課

基本方向２　子どもから高齢者までみんなが安心して暮らせる社会

男女が共に生涯を通して健康で自立した生活を送れることが求められており、高齢者や障がいのある人が地域社会で心豊かに生きがいをもって安心・安全に暮らせる社会の形成に向け、環境整備やサービスの向上を図ります。

施策の方向(1)　生涯学習機会の提供と充実		主な担当課
①	生涯に渡る学習活動を円滑、効果的に行えるよう、各種講座等の充実を図ります。	生涯学習課
②	市民の身近なところに、学習の場や学習成果を発表する場が確保されるような環境づくりに努めます。	地域生活課 生涯学習課
③	公共施設相互の連携や、他機関との協力関係を推進し、市民の学習機会・内容の充実を図ります。	生涯学習課
施策の方向(2)　健康づくりの推進		主な担当課
①	健康診断、健康相談など、予防対策の充実を図るとともに、心身の健康管理の啓発活動を推進します。	健康推進課
②	だれもが生涯にわたり健康に暮らせるよう、食育に関する施策の推進など食生活の改善や指導、体力づくりの活動促進に努めます。	健康推進課 生涯学習課
③	ライフステージに応じた、健康教育の普及促進に努めます。	健康推進課

施策の方向(3)　生きがいと社会参加の促進		主な担当課
①	高齢者が経験や知識を生かし、生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めます。	生涯学習課 高齢福祉課
②	高齢者の社会参加の促進として、ボランティア制度の拡充や就業機会の確保・提供の充実を図ります。	高齢福祉課 産業振興課
施策の方向(4)　介護サービス等の整備		主な担当課
①	高齢者のための施設や住まいの整備や、介護サービスの充実を図ります。	高齢福祉課
②	障がいのある人のためのグループホーム等の整備や、居宅生活を支援する訪問系サービスの充実を図ります。	障害福祉課
③	介護を必要とする人を、地域で支え合うネットワークの形成、住民参加型在宅福祉サービスの推進に努めます。	高齢福祉課 健康推進課
④	家庭介護者に対する介護知識や技術の普及を図ります。	高齢福祉課
⑤	介護支援専門員の資質向上を図ります。	高齢福祉課
施策の方向(5)　ひとり親家庭や障がいのある人の生活支援		主な担当課
①	ひとり親家庭に対して、生活の安定や経済的な自立、児童の健全育成などを図るため、支援体制の充実に努めます。	保険年金課 子育て支援課
②	ひとり親家庭の生活上の問題や悩みなどに関し、関係機関と連携を図り、相談体制の充実に努めます。	子育て支援課
③	市民への障がい理解の促進に努め、障がいのある人が地域社会の中で適性に応じ、安心して社会参画できる環境づくりを促進します。	障害福祉課
④	障がいのある人が経済的自立を図るため、技術習得の場の確保や、雇用に関する相談、就労情報の提供充実に努めます。	障害福祉課 産業振興課
施策の方向(6)　相談支援体制の充実		主な担当課
①	日常生活におけるトラブルや、法律に関する相談に対応するため、市民相談体制の充実を図ります。	地域生活課
②	夫からの暴力等による被害者支援のため、相談体制を充実するとともに、自立支援を促進します。	子育て支援課
③	子育てにおける悩みや不安など、気軽に相談できる体制を整備するとともに、支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
④	きめ細かい相談に応じるため、関係機関の相談窓口との連携を推進します。	関係各課
施策の方向(7)　ひとにやさしいまちづくりの推進		主な担当課
①	ひとにやさしいまちづくり意識の向上を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを推進します。	関係各課

基本方向３　生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利

女性には妊娠や出産をする可能性もあるなど、男女には身体的な性差があり、これを互いに理解し合い、配慮しあえることは男女平等参画社会の形成において重要な事です。

このことから、性の尊重や母性の重要性について啓発活動の推進に努めるとともに、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利※の考え方の浸透を図ります。

施策の方向(1)「性と生殖に関する健康・権利」の考え方の普及促進		主な担当課
①	「性と生殖に関する健康・権利」の考え方の浸透を図ります。	生涯学習課
②	性の尊重や母性の重要性についての正しい知識の普及に努めます。	指導班 生涯学習課
施策の方向(2)　女性の健康を脅かす問題への対策の推進		**主な担当課**
①	HIV/エイズや性感染症に関する正しい知識の普及に努めます。	健康推進課
②	ライフサイクルに応じた女性の健康問題に対応するため、相談体制や情報の提供充実に努めます。	健康推進課
③	女性特有の病気や症状に対処するため、プライバシーに配慮した医療サービスに努めます。	(病)医事課

※性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは平成６年（１９９４年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成７年（１９９５年）の第４回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

（第３次男女共同参画基本計画　用語解説より）

基本目標Ⅳ　国際的協力と国際交流の推進

男女平等参画社会の形成は国際社会における取組と密接な関係があり、国際婦人年（１９７５年）以降、国連を中心として進められてきました。

そのため、男女平等参画社会を考える上で、他国の状況を把握するなど、国際的な視野を持つことは非常に重要であり、他国の文化や生活習慣を尊重できる資質・能力の育成が求められています。

基本方向１　国際的な視野からの連携と相互協力の推進

グローバル化の進展に伴い、国際結婚の増加など、外国人と交流する機会は増加しています。

本市においても米国テネシー州ノックスビル市との姉妹都市提携や中国山東省日照市との友好都市提携など、世界との交流を進めております。

諸外国との交流をさらに促進し、各国の文化や生活習慣を理解する教育の推進を図るため、諸外国の情報収集に努めるとともに、より積極的な交流が図られるよう人材育成や学習機会の充実に努めます。

施策の方向(1)　国際理解教育の推進		主な担当課
①	世界に通じる人材の育成や、室蘭工業大学国際交流センターとの連携等、国際理解教育に努めるとともに、姉妹都市との交流を促進し、相互協力の推進を図ります。	指導班 総務課
施策の方向(2)　市内に居住する外国人との交流促進		**主な担当課**
①	国際的な視点で情報の収集や、学習機会の提供に努め諸外国の状況や取組を理解し、交流促進を図ります。	指導班 総務課
②	外国人とともに暮らせる人権に配慮した環境づくりを促進します。	総務課

第3章

計画の推進

１．計画の推進体制

・市民による推進体制

男女平等参画の推進には市民をはじめ、企業・市民団体の理解と協力が重要です。本市には男女平等参画基本計画を市民の側から推進することを目的とした「室蘭市男女平等参画推進市民会議」をはじめ、多くの市民団体がある事から、それらと連携を図り、広報・啓発活動を通し、協働で男女平等参画を推進します。

・庁内における推進体制

計画を総合的かつ効果的に推進するため、庁内連絡組織である「室蘭市男女平等参画推進本部」を通じ、市の関係部署が連携して男女平等参画に関する施策に取り組みます。

・国・北海道等との連携

国や北海道など、関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて法律や諸制度の整備や充実について要請していきます。

２．推進のための取組

・計画の推進状況について、5 年を中間年とし、社会教育委員の会・男女平等参画推進市民会議などと意見交換や各種施策の点検評価を行うとともに、市民に対して意識調査を実施し、計画の見直しを行います。これらについて、ホームページなどを活用し、市民に公開するとともに各種施策に反映し、計画の着実な推進に取り組んでいきます。

３．「条例制定」・「男女共同参画都市宣言」に向けて

・行政や市民、事業者の責務を明確にする男女平等参画の推進に関する条例の制定は市民や事業者を含めた市全体の理解が必要であることから、基本計画を着実に推進し、男女平等参画社会への理解を促進する中で、条例制定について検討を続けます。

また、男女共同参画都市宣言については、条例制定を検討する中で論議していきます。

参考資料

策定の経緯

庁内推進体制である室蘭市男女平等参画推進本部をはじめ、附属機関である室蘭市社会教育委員の会や市民の側から計画を推進する室蘭市男女平等参画推進市民会議と意見交換を行い、修正を加えてきました。

年・月	区分	会議日程
２０１３年 ２月	市民アンケートの実施	１８日～２８日　市民アンケート調査期間
４月	市民アンケートの結果報告と現状の課題整理	１１日　社会教育委員の会 ２５日　室蘭市男女平等参画推進市民会議
５月	計画骨子案について	３０日　室蘭市男女平等参画推進市民会議
６月		２７日　社会教育委員の会
８月	計画素案について	８日　社会教育委員の会
１０月		１０日　社会教育委員の会
１１月	計画案について	２０日　室蘭市男女平等参画推進本部幹事会議 ２１日　室蘭市男女平等参画推進本部会議 ２１日　室蘭市男女平等参画推進市民会議
１２月		１０日　市議会総務常任委員会報告
２０１４年 １月	パブリックコメント	１月６日～２月６日　パブリックコメントの募集
２月		１３日　社会教育委員の会 ２１日　教育委員会
３月	計画案について	１２日　市議会総務常任委員会報告

市民アンケート結果（概要）

○調査設計

（１）調査対象	室蘭市に居住する１６歳以上の男女
（２）調査数	１，５００人（男性７１５人、女性７８５人）
（３）調査方法	郵送
（４）調査期間	平成２５年２月１８日～平成２５年２月２８日
（５）抽出方法	無作為層化抽出（男女比、年齢比）
（６）調査基準日	平成２５年１月３１日

○回収結果

	配布数	回収数	回収率
全体	1,500	566	37.7%
男性	715	248	34.7%
女性	785	312	39.7%
性別記載なし		6	

○調査結果の概要

・前回調査（平成 14 年調査）と比較して、若年層での回答率が増加しており、（10 代：14.6%→29.8%、20 代：17.5%→26.9%）全体としては 0.9%の回答率増である。

・女性が職業を持つことについて、結婚し、子どもができてもずっと続ける方が良いという回答が、前回調査と比較して、男性 16.3%→27.0%、女性 23.3%→31.7%と増加しているが、内閣府調査（男性 46.6%、女性 48.3%）と比較するとその割合は低く、室蘭市では女性は子どもができたら仕事をやめ、子育てが落ち着いたら再度職に就くほうがよいと考えられていることがうかがえ、女性が仕事をやめる理由についても子育てが原因と考えている人が多い。

・仕事と家庭の両立について、仕事のみを優先していると回答した男性が内閣府調査（37.7%）と比較して 16.5%と低い。しかし、父親が子育てに関わる事について「子育てに関わりたいと思っていても仕事中心になるのは仕方ない」という回答が男女とも多いこと等、仕事と家庭が両立できない場合、男性が仕事を優先することが多いことがうかがえる。

・男女の平等観については、職場や政治の場など、さまざまな場所で男性優位と回答している人が男女とも多く、男女平等参画を実現するには「男女が互いの能力や考え方を尊重する」ことが大事であると多くの人が考えている。（男性 80.6%、女性 80.8%）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979 年第 34 回国連にて採択、1981 年発行。日本国は 1985 年締結

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負つていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかつた女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられてい

る諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

（ａ）　男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

（ｂ）　女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

（ｃ）　女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

（ｄ）　女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。

（ｅ）　個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

（ｆ）　女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

（ｇ）　女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

1　締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2　締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

（ａ）　両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

（ｂ）　家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

（ａ）　あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

（ｂ）　政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

（ｃ）　自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対

して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1　締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2　締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（a）　農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

（b）　同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

（c）　すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

（d）　奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

（e）　継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

（f）　女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

（g）　スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

（h）　家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1　締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（ａ）　すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

（ｂ）　同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

（ｃ）　職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

（ｄ）　同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

（ｅ）　社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

（ｆ）　作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2　締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

（ａ）　妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

（ｂ）　給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

（ｃ）　親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

（ｄ）　妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3　この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1　締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2　１の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適

当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

（ａ）　家族給付についての権利

（ｂ）　銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

（ｃ）　レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

１　締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

２　締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

（ａ）　すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

（ｂ）　適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

（ｃ）　社会保障制度から直接に利益を享受する権利

（ｄ）　技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

（ｅ）　経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

（ｆ）　あらゆる地域活動に参加する権利

（ｇ）　農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

（ｈ）　適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

1　締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2　締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3　締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4　締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

1　締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

（ａ）　婚姻をする同一の権利

（ｂ）　自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

（ｃ）　婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

（ｄ）　子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

（ｅ）　子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

（ｆ）　子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

（ｇ）　夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

（ｈ）　無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2　児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含

む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

1　この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2　委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3　委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4　委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5　委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

6　委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、２から４までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7　締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8　委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9　　国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1　締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

（a）　当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

（b）　その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2　報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

1　委員会は、手続規則を採択する。

2　委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

1　委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。

2　委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

1　委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2　国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

（ａ）　締約国の法令

（ｂ）　締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

１　この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

２　国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

３　この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

４　この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

１　いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

２　国際連合総会は、１の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

１　この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

２　この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

１　国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

２　この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

３　留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

１　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

２　各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、１の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において１の規定に拘束されない。

３　２の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

日本国憲法（抜粋）

昭和 21 年 11 月 3 日　公布
昭和 22 年 5 月 3 日　施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章　国民の権利及び義務

第十一条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
②　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
③　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第二十二条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
②　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条　学問の自由は、これを保障する。

第二十四条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
②　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
②　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
②　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
②　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
③　児童は、これを酷使してはならない。

第十章　最高法規

第九十七条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条　この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
②　日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日　法律第 78 号
改正　平成 11 年 7 月 16 日　法律第 102 号
同　　11 年 12 月 22 日　法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

(目的)

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)
第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)
第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)
第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)
第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)
第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)
第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)
第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)
第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)
第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)
第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)
第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
５　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)
第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

(設置)
第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)
第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針､基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)
第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)
第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
２　議長は、会務を総理する。

(議員)
第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
２　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
３　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
４　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)
第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)
第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)
第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄
(施行期日)
第一条　この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)
第二条　男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)
第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
２　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
３　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)　抄
(施行期日)
第一条　この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下略)

男女平等参画行政関係年表（国際婦人年以降）

	国際的な動き	日本	北海道	室蘭市
1972 年 (昭和 47)	■1975 年を国際婦人年とすることを宣言			
1975 年 (昭和 50)	■国際婦人年世界会議（於ﾒｷｼｺｼﾃｨ）開催 ■「世界行動計画」採択 ■国連婦人の十年('76-'85)決定	■婦人問題企画推進本部設置 ■婦人問題企画推進会議設置 ■婦人問題担当室設置		
1976 年 (昭和 51)	■ILO 婦人労働問題担当室設置	■育児休業法施行(女子教員・看護婦・保母を対象) ■民法の一部を改正する法律施行(離婚復氏制度)		
1977 年 (昭和 52)		■国内行動計画策定 ■国立婦人教育会館開館		
1978 年 (昭和 53)		■国内行動計画第 1 回報告書発表	■北海道婦人行動計画策定	
1979 年 (昭和 54)	■女子差別撤廃条約採択			
1980 年 (昭和 55)	■国連婦人の十年中間年世界会議(於ｺﾍﾟﾝﾊｰｹﾞﾝ)開催 ■後半期行動プログラム採択 ■女子差別撤廃条約署名式	■国内行動計画第 2 回報告書発表 ■女子差別撤廃条約への署名決定	■北海道婦人指導員配置(14 支庁)	
1981 年 (昭和 56)	■女子差別撤廃条約発効	■民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行(配偶者の法定相続分の引き上げ) ■国内行動計画後期重点目標発表	■北海道婦人行動計画推進協議会設立	■胆振地方婦人会館開設
1982 年 (昭和 57)				■婦人リーダー国内派遣研修開催
1983 年 (昭和 58)		■婦人少年問題審議会婦人労働部会「男女雇用平等法審議」中間報告	■北海道婦人の十年中間年全道大会(於札幌市)開催	■室蘭・登別・伊達三市合同婦人リーダー国内派遣研修開催
1984 年 (昭和 59)	■ナイロビ世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議(於東京)開催	■総理府「アジア太平洋地域婦人シンポジウム」開催	■「北海道の婦人」発行 ■生活環境部道民運動推進本部に青少年婦人局を設置 ■北海道婦人行動計画後期推進方策策定	
1985 年 (昭和 60)	■国連婦人の十年ナイロビ世界会議開催 ■「婦人の地位向上のためのナイロビ成長戦略」採択	■国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行(国籍の父母両系主義等) ■男女雇用機会均等法成立 ■女子差別撤廃条約批准	■ナイロビ世界会議 NGO フォーラム参加 ■北海道婦人問題研究懇話会(昭和 44 年設置)を北海道女性会議に改組 ■「女性さみっと 2/2 の世界へ」開催	

	国際的な動き	日本	北海道	室蘭市
1986年 (昭和61)		■婦人問題企画推進有識者会議設置 ■男女雇用機会均等法施行 ■国民年金法等の一部を改正する法律施行(女性の年金権の確立)		■総務部総務課に婦人対策窓口を設置 ■婦人行政連絡会議を設置
1987年 (昭和62)		■西暦2000年に向けての新国内行動計画策定	■北海道女性の自立プラン策定	■女性行政の施策概要創刊
1988年 (昭和63)			■生活福祉部へ青少年婦人室を設置 ■審議会等への女性委員の登用目標率 20%に改定	
1989年 (平成元)	■1994 年を国際家族年とすることを採択			
1990年 (平成2)	■「ナイロビ成長戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	■西暦2000年に向けての新国内行動計画の見直し方針決定		
1991年 (平成3)	■海外経済協力基金(OECD)「開発と女性」配慮のための指針策定	■育児休業法成立 ■西暦2000年に向けての新国内行動計画第 1 次改定	■北海道女性プラザ開設	■女性担当を婦人会館へ
1992年 (平成4)		■育児休業法施行 ■婦人問題担当大臣任命		
1993年 (平成5)		■第 1 回婦人問題に関する全国女性リーダー会議開催 ■中学校での家庭科の男女必修実施 ■パートタイム労働法成立・施行	■青少年婦人室を青少年女性室に改称 ■北海道婦人指導員を北海道女性指導員に改称	
1994年 (平成6)	■「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(於ｼﾞｬｶﾙﾀ)開催 ■国際人口開発会議(於ｶｲﾛ)開催	■高等学校での家庭科の男女必修実施 ■男女共同参画室設置 ■男女共同参画推進本部設置	■「北海道の女性」発行	
1995年 (平成7)	■第 4 回世界女性会議-平等、開発、平和のための行動(於北京)開催「北京宣言及び行動綱領」採択	■育児休業法改正(介護休業制度の法制化)	■青少年女性室を女性室に改組 ■北海道女性会議を北海道男女共同参画懇話会に改組 ■北海道男女共同参画推進本部の設置	■室蘭市女性に関する意識調査の実施
1996年 (平成8)		■男女共同参画2000年プラン策定		
1997年 (平成9)		■男女雇用機会均等法改正	■北海道男女共同参画プラン策定 ■北海道女性指導員を北海道男女共同参画推進員に改称 ■「女性に対する意識調査」発行	■女性担当を総務部から教育委員会へ委任

	国際的な動き	日本	北海道	室蘭市
1998年 (平成10)		■男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申	■「北海道国際女性フォーラム」開催	■室蘭市総合計画に「男女共同参画社会の実現を目指す」ことを明記
1999年 (平成11)		■男女共同参画社会基本法施行 ■食糧・農業・農村基本法公布・施行	■「北海道の女性」発行	
2000年 (平成12)	■国連特別総会女性2000年会議(於ニューヨーク)開催	■男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ■男女共同参画基本計画策定	■北海道男女共同参画懇話会「男女平等参画に関する条例の制定に向けて」意見書	■男女共同参画計画担当新設
2001年 (平成13)		■内閣府男女共同参画局設置 ■男女共同参画会議設置 ■閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 ■配偶者暴力防止法施行 ■育児・介護休業法一部改正	■「女性に対する暴力」実態調査報告書発行 ■北海道男女平等参画推進条例施行 ■女性室を男女平等参画推進室に改組 ■北海道男女共同参画推進本部を北海道男女平等参画推進本部に改組 ■北海道男女共同参画推進員を北海道男女平等参画推進員に改組 ■北海道男女平等参画審議会設置	■室蘭市男女共同参画計画提言懇話会設立
2002年 (平成14)			■北海道男女平等参画基本計画策定 ■北海道立女性相談援助センターに配偶者暴力相談支援センターの業務を開始	■男女共同参画計画に関する市民アンケート実施
2003年 (平成15)		■男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ■少子化社会対策基本法施行 ■次世代育成支援対策推進法施行	■男女平等参画に関する意識調査発行 ■北海道男女平等参画推進本部「男女平等参画に関する指標及び参考項目」決定	■室蘭市男女共同参画計画提言懇話会「提言書-男女平等参画社会の実現に向けて」提出 ■室蘭市男女平等参画計画策定委員会設置
2004年 (平成16)		■男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ■配偶者暴力防止法改正(12月施行) ■同法に基づく基本方針の策定	■北海道男女平等参画チャレンジ賞創設	■室蘭市男女平等参画基本計画策定
2005年 (平成17)	■第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(於ニューヨーク)開催	■改正育児・介護休業法施行 ■第2次男女共同参画基本計画策定 ■女性の再チャレンジ支援プラン策定		■室蘭市男女平等参画推進本部設置 ■室蘭市男女平等参画推進市民会議設立

	国際的な動き	日本	北海道	室蘭市
2006年 (平成18)	■東アジア男女共同参画担当大臣会合(於東京)開催	■男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ■男女共同参画会議「少子化と男女共同参画に関する提案-仕事と生活の調和を可能とする働き方の見直しについて」 ■男女雇用機会均等法改正	■北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定 ■男女平等参画室を生活局参事に改組 ■道立女性プラザの管理に指定管理者制度導入	■胆振地方婦人会館を胆振地方男女平等参画センターに改称 ■胆振地方男女平等参画センターに指定管理者制度導入 ■女性担当を胆振地方男女平等参画センターから移動 ■胆振地方男女平等参画センターに男女平等参画推進プラザの設置 ■室蘭市男女平等参画推進市民会議提言「まちづくりに男女平等参画の視点を」
2007年 (平成19)	■第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(於ｲﾝﾄﾞ)開催	■「仕事と生活の調和憲章」及び仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ■改正男女雇用機会均等法施行 ■配偶者暴力防止法改正(20年1月施行)		
2008年 (平成20)		■男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ■厚生労働省決定「新待機児童ゼロ作戦」 ■次世代育成支援対策推進法改正 ■改正配偶者暴力防止法に基づく基本方針の改定	■第2次北海道男女平等参画基本計画策定	
2009年 (平成21)		■育児・介護休業法の一部改正 ■男女共同参画会議に「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」諮問	■第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策定	
2010年 (平成22)		■「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」改定 ■第3次男女共同参画基本計画策定	■生活局参事をくらし安全局くらし安全推進課男女平等参画グループに改組 ■住民に光をそそぐ交付金事業の開始	■室蘭市男女平等参画推進市民会議提言「男女平等参画社会の実現に向けて」
2012年 (平成24)		■閣議決定「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」		
2013年 (平成25)				■男女平等参画に関する市民アンケート実施
2014年 (平成26)				■第2次室蘭市男女平等参画基本計画策定

第２次室蘭市男女平等参画基本計画

平成２６年３月　　室蘭市教育委員会生涯学習課

〒０５１－８５１１　室蘭市幸町１－２

TEL：０１４３－２２－５０８１

FAX：０１４３－２２－６６０２

E-mail：syougaigakusyuu@city.muroran.lg.jp

HP：http://www.city.muroran.lg.jp/main/manabu/danjo.html

なくそう「男だから、女だから」